

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年12月4日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年12月4日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄
2番 浅井 弘幸
3番 黒宮 俊明
4番 榎田 法行
5番 平野 洋二
6番 黒宮 喜代子
7番 岡村 なつ枝
8番 白木 斉
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
加藤 哲也
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議 長

今日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議 長

次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議 長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議 長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、浅井弘幸委員、黒宮俊明委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は田 [] m²で申請件数が2件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、

[] m²、 [] m²、 [] m²、 [] m²、 [] m²、 [] m²、 [] m²

m²、 m²、 m²、計6筆を譲渡人
 より、同じく m²を譲渡人
 より、合計7筆 m²で、譲受人は
 で売買による所有権移転です。

2番の所有権については、 、地目 田、地積 m²譲渡人
は、 、譲受人は で贈与による
所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和2年12月4日開催農業委員会農
地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権
利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場
合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請
書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くも
のです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の
所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に
利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農
地の利用の状況ですが、1番は所有地の農地は 。2ページの2番
については、所有地の自作地が m²で、田が m²、畑が
m²となっています。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状
況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物について、1番は、
作付作物は樹園地で が m²です。2番は、田で水稻が
 m²、畑でキャベツ等が m²です。

機械の所有状況は、1番は です。3ページの2
番は です。

農作業に従事する者としては、1番は 年の農作業歴があり、世帯員等そ
の他常時雇用している労働力は、 の 名で農作業経験もあり、申請地までの
距離は km内で移動時間は車で 分以内です。2番は 年の農作業歴が
あり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 の 名で農作業
経験もあり、申請地までの距離は km内で移動時間は車で 分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料4ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後
において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来な
いことになります。

1番の農作業に従事する者の氏名は： 歳、主たる職業：
 、権利取得者との関係は 、農作業への年間従事日数：
日、 歳、主たる職業： 、権利取得者との関係：

■、農作業への年間従事日数は■日です。2番の農作業に従事する者の氏名は：■歳、主たる職業：■、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数は■日、■歳、主たる職業：■、権利取得者との関係：■、農作業への年間従事日数は■日、■歳、主たる職業：■、権利取得者との関係：■、農作業への年間従事日数は■日、■歳、主たる職業：■、権利取得者との関係：■、農作業への年間従事日数は■日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は■㎡、2番は■㎡です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番2番ともに「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましても、1番2番どちらも「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転及び2番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は田、1件、■㎡、畑、1件、■㎡、計2件の■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は使用賃借権、申請地が■、地目 畑、地積■㎡で、譲渡人は■、譲受人は■です。

当該申請は農家住宅建築用地としての転用で、隣接地の状況は、北が町道鍋田川堤、西と東が畑、南が町の用悪水路を隔てた町道となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して南側既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、申請番号2番について、区分は所有権移転、申請地が■■■■■、地目 田、地積■■■㎡と、■■■■■、地目 田、地積■■■㎡の2筆で合計■■■㎡です、譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■です。

当該申請は■■■■■が営む建設業で使用する資材置場としての転用で、隣接地の状況は、西が県道、北が町道、南が土地改良区の公衆用道路、東が宅地となります。雨水排水の計画は、自然浸透とする計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。本件については、利用権の設定に係るもの貸付人6戸、借受人3戸の、筆数が■■筆で、面積は■■■■■㎡です。

次に8ページの整理番号1番は、利用権の設定を受ける者は■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■で、地目、田の面積が■■■㎡の■■筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■■年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃については■■■■■で、その他については10アールあたり■■kgの物納です。

次に8ページの整理番号2番は、利用権の設定を受ける者は■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■で、地目、田の面積が■■■㎡の■■筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■■年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃については■■■■■で、その他については10アールあたり■■kgの物納です。

次に8ページの整理番号3番は、利用権の設定を受ける者は■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■で、地目、田の面積が■■■㎡の1筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■■年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃については■■■となります。

次に8ページの整理番号4番は、利用権の設定を受ける者は■■■■■、利用権の設定を行う者が■■■■■で、地目、田の面積が■■■㎡の9筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■■年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり■■kgの物納です。

次に8ページの整理番号5番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の13ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

次に8ページの整理番号6番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稻で再設定の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の14ページとなり、詳細中借賃については10アールあたり[]kgの物納です。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7 時 14 分 〕

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 24 分 〕

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。はじめに推進委員の「伊藤 博幸委員」お願ひします。

伊藤委員

問題ないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。
次に農業委員の「[]委員」ですが、[]になりますので、会長の私が説明を受けましたので意見を言わせていただきます。

議 長

[]a以上の購入であり、50アールの要件も満たしており、先々[]を増やして行きたいとの説明を受けましたので署名しました。

議 長

それでは、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひします。

(他に意見なし)

議 長 続いて「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「平松 和憲委員」をお願いします。

平松委員 [REDACTED] であるため問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。

次に農業委員の「白木 斉委員」をお願いします。

白木委員 同じく問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに「平松 和憲委員」をお願いします。

平松委員 [REDACTED] 住宅の建築であるので問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。

次に「加藤 光雄委員」のご意見ををお願いします。

加藤委員 同じく [REDACTED] 住宅であるとのことで問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。

ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 続いて「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「花井 文彦委員」をお願いします。

花井委員 問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「平野 洋二委員」をお願いします。

平野委員 [REDACTED]資材置場との説明を受け、問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入りますが、「議案第1号」の「1番」については、申請者が農業委員の [REDACTED] 一度退室していただきます。

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。それでは [REDACTED] に戻っていただきます。
採決を続けます。続きまして「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「2番」は、原案どおり可決決定致します

議 長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

議 長 続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
(午後 7時 30分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員